# 消費者トラブル防止かわら版 №2

### 福井県県民安全課からのお知らせ

## ~「開運(霊感)商法」によるトラブル~

「開運(霊感)商法」とは、「大病する」「事故に遭う」などと姓名判断や手相占い等で消費者の不安をあおり、「災難から免れる」などと言って高額な商品(印鑑、仏像等)を買わせたり、祈祷を勧めたりする商法です。 一度購入するとさらに次々と高額な商品を売りつけられる恐れがあります。

#### 開運 (霊感) 商法でのトラブル事例

一度表札を購入したことのある業者が訪れ、「よく当る先生を連れてきた。無料で姓名判断をしてあげる。」と言うので見てもらったところ、「息子さんの画数が良くない。 半年以内に事故に遭う。」と言われ、とても不安になりました。

すると業者が、「印鑑を作れば、災難を免れることができる。」と言うので、息子が助かるならと思い、数十万円もする高額な印鑑を契約してしまいました。

#### トラブルに遭った場合は・・・

- 1 訪問販売で契約した場合は、契約書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフ(無条件解約)できます。
- 2 クーリング・オフ期間を過ぎてしまっていても、予測不能なことを断定的に言ったりするなど業者の勧誘方法に問題がある場合は、契約の無効や取り消しできる場合があります。
- 3 不審に思ったら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

#### アドバイス

- 1 業者の言われるまま、その場で契約しないようにしましょう。
- 2 本当に必要かどうかよく考え、必要なければ、きっぱり断りましょう。
- 3 高齢者がトラブルに巻き込まれないよう、家族など周囲の人が、日頃から気をつけてあげましょう。

#### 消費生活のご相談は…

福井県消費生活センター **20776-22-1102** 福井市手寄1丁目4-1(AOSSA7階) 福井県嶺南消費生活センター **20770-52-7830** 小浜市小浜白鬚112(つばき回廊業務棟3階)

受付時間/9:00~17:00(土・日曜日も相談を受け付けています。県嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館です。)

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。(平日のみ)